

有機料理を提供する飲食店等の管理方法の 適合の表示の様式及び表示の方法

1 適用範囲

この適合の表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第13条第1項及び第33条第1項の規定に基づき行う有機料理を提供する飲食店等の管理方法の適合の表示の様式及び表示の方法を規定する。

2 適合の表示の様式

適合の表示の様式については図1とする。

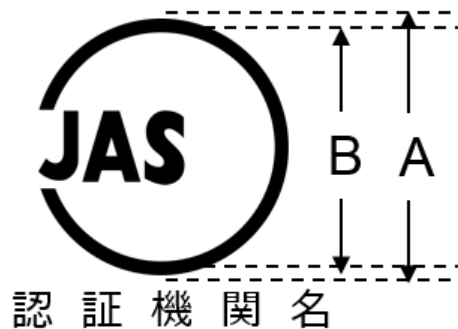


図1—適合の表示の様式

- a) BはAの9/10としなければならない。
- b) JASの文字の高さは、Aの3/10としなければならない。
- c) 認証機関名については、略称を記載することができる。

3 適合の表示の方法

表示の方法は、次に掲げるとおりとする。

- a) 広告等に見やすい箇所に、付さなければならない。
- b) 適合の表示の様式に近接して、適合に係る日本農林規格の内容を示す文字、絵その他の事項を表示することができる。この場合において、一般消費者に対し、適合に係る日本農林規格の内容を誤認させるような事項を表示してはならない。